

5分でわかる

運送業の働き方改革

～第1弾：対応に向けた概要理解～



00 | 資料概要

- **運送業の働き方改革が施行される背景** P 4
- **運送業の働き方改革の概要**
 - ▶ 改善基準告知を基に、基本概要から例外までを解説 P 5-6
 - ▶ 特例について P 7-11
 - ▶ 働き方改革を守らない場合の罰則について解説 P 12-13
- **対応していくにあたって…** P14



00 | 資料の目的

2024年4月より施行となる「運送業の働き方改革」に対応するために。
改善基準告知の概要から例外や特例まで、基礎の部分をしっかりと
理解することが出来ます。

こちらの資料は、2024年4月の施行に向けて情報収集をしたい方はもちろんのこと
運送業の働き方改革をすでにご存じの方にもお役立ていただけるよう作成しております。

現在の運用の見直しや、自社にあったシステムを検討される際も
是非ご参考にしていただければと存じます。



01 | 運送業の働き方改革が施行される背景

運送業の働き方改革が施行される背景として、以下の**4つの課題**が挙げられます。

1

長時間労働の常態化

トラック運転手と全産業平均を比較すると…

約400時間

もの差が開いており運送業の労働時間が大幅に上回っている状況です。

2

低賃金の常態化

運送業は全産業平均の賃金よりも…

年間で**約50万円**

も低く、長時間労働も考慮すると、他業種に比べ低賃金が常態化している状況です。

3

労働者の高齢化

トラック運転手の平均年齢は

- 40歳以下の割合が減少
- 40歳以上の割合が増加

しており、55歳以上の割合が多い状況です。

4

人材不足の深刻化

運送業の有効求人倍率は

全産業平均の**約2倍**

つまり、運送業は他業種の2倍ほどの人材を必要としている状況です。

02

「**運送業の働き方改革**」の概要

1年間
1カ月間の
拘束時間

1年 **3,300 時間** 以内

1か月 **284 時間** 以内

【例外】 労使協定により以下の条件を満たす場合は、次の通りに延長可能

1年3,400時間以内

1か月310時間以内(年6回まで)

- ①284時間超は連続3カ月まで
- ②1か月時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める

1日の
拘束時間

13 時間 以内 (上限**15時間**、14時間超は週2回までが目安)

【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合
→**16時間まで延長可(週2回まで)**

02 「運送業の働き方改革」の概要

1日の 休憩時間

継続 **11時間** 以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない

【例外】 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上(週2回まで)の休憩時間を与える
休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後継続12時間以上の休息期間を与える

運転時間 (変更なし)

2日平均1日 **9時間** 以内

2週平均1週 **44時間** 以内

1日の 拘束時間

4時間 以内

運転の中断時には、原則として休憩を与える。
10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない

【例外】 SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、
4時間30分まで延長可能

02 「運送業の働き方改革」の概要

予期し得ない事象

新設

予期し得ない事象への対応時間を、
「1日の拘束時間」「運転時間(2日平均)」「連続運転時間」
から除くことが出来る。

※勤務終了後、通常通りの休息期間を与える必要あり。

- 運転中に災害や事故の発生に伴い道路が封鎖された、又は道路が渋滞した場合
- 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- 異常気象に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合



02 「運送業の働き方改革」の概要

特例

改正

2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合）
身体を伸ばして休息できる設備がある場合、**拘束時間を20時間まで延長し、
休息期間を4時間まで短縮することが可能**

【例外】

設備が次の①②のいずれにも該当する車両内ベッドであり、かつ、勤務終了後
継続11時間以上の休息期間を与える場合は、拘束時間を24時間まで延長することが可能。
この場合、8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長可能。

- ① 長さ198cm以上、かつ、80cm以上の連続した平面であること
- ② クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること

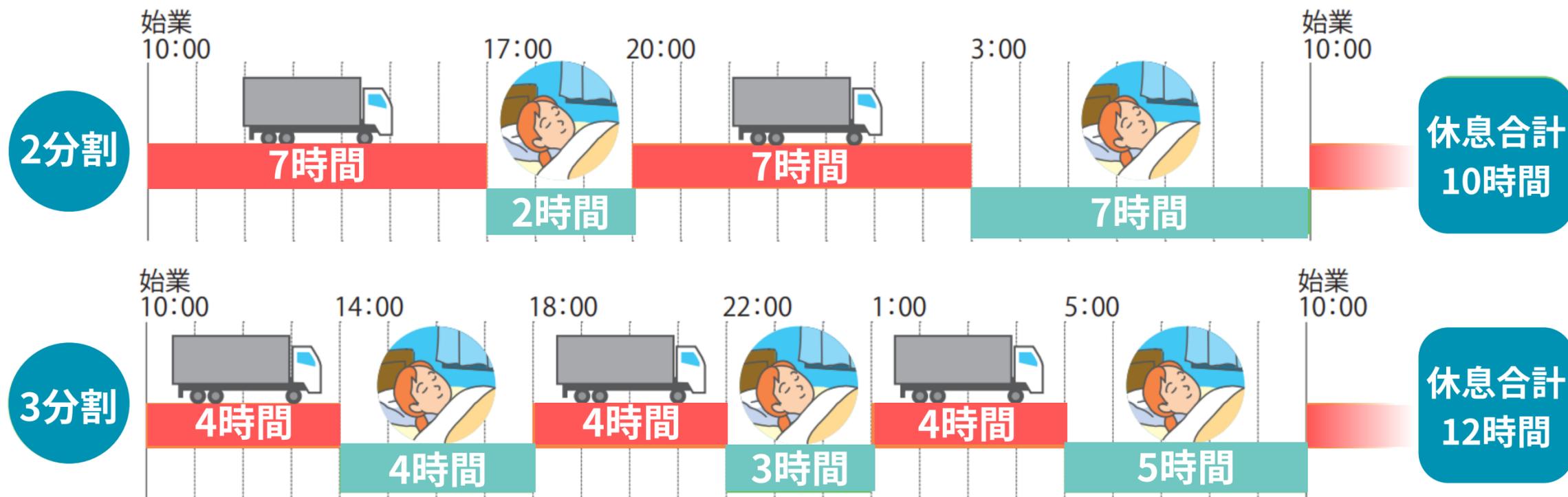
02 「運送業の働き方改革」の概要

特例

改正

分割休息 (継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)

- 分割休息は**1回3時間以上**
- 休息期間の合計は、**2分割：10時間以上、3分割：12時間以上**
- 3分割が連続しないよう努める
- 一定期間(1か月程度)における全勤務回数**の2分の1が限度**



分割休息の参考例!

拘束時間

休息時間

02

「**運送業の働き方改革**」の概要

特例

隔日勤務 (業務のやむを得ない場合)

2暦日の**拘束時間は21時間**、**休息期間は20時間**

【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、

- 2暦日の拘束時間を24時間まで延長可 (2週間に3回まで)
- 2週間の拘束時間は126時間 (21時間×6勤務) を超えてはならない

変更なし

休日労働

- **2週間に1回を超えてはならない**
- **拘束時間の上限を超えてはならない**

変更なし

フェリー

- フェリー乗船時間は、**原則として休息期間**
(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない)
- フェリー乗船時間が8時間を超える場合、**原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される**

変更なし

02 「運送業の働き方改革」の概要

特例

変更
なし

隔日勤務 (業務のやむを得ない場合)

2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間

【例外】

仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、
2暦日の拘束時間を24時間まで延長可 (2週間に3回まで)
2週間の拘束時間は126時間 (21時間×6勤務) を超えてはならない

休日労働

変更
なし

- 2週間に1回を超えてはならない
- 拘束時間の上限を超えてはならない

02 「運送業の働き方改革」の概要

時間外労働時間の原則

1カ月：45時間
1年：360時間

【上限】

自動車運転の業務は
1年960時間以内！

残業割増賃金率

時間外労働が月60時間を超える場合の残業割増賃金率

2024年3月31日まで

大企業

50%

中小企業

25%



2024年4月1日から適用

大企業

中小企業

ともに

50%

に変更されます

02 「運送業の働き方改革」の概要

では、違反するとどうなる？

従業員が労働基準監督署に訴え、企業が罰則を受けるケースも！

改正労働基準法に具体的な数字の上限規制が明記されているため、違反した場合は **罰則** が科せられます

6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金

時間外労働時間の超過は、これまで罰則規定がなく、行政指導のみとなっていましたが、行政指導に従わない場合や、改善が見られず悪質な違反と判断された場合は、罰則が科せられます。また、**上限規制を大幅に超えて時間外労働をさせた悪質なケースは厚生労働省が企業名を公表**する場合があります。そのため、自社にあった対策や準備を慎重に進めていくことが必要です。

03 | 対応していくにあたって…

実際にどのように対応を進めていくべきか

現状を把握する

課題点を
明確にする

アクションプラン
を立て、実行する

上記の順に沿って、対応を進めていくことをお勧めします。
現状把握から実行までを確実にいき、無駄がない、より効果的な対応
を進めていきましょう。

実際に対応するための対策や、具体的な対応ポイントにつきましては、
第2弾の〈対応編〉ホワイトペーパーをご活用ください！

00 | IT Worldについて

作成・会社概要

株式会社IT World



事業内容

システムソリューション事業、コンサルティング事業、サプライ品の通販事業、経済産業省認定のIT導入補助金支援事業者、研修事業

代表者

代表取締役 竹内徳史

本社所在地

東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー17F

IT Worldの取り組み

当社は、勤怠管理システムや運行管理システム、給与他システムの提案、導入支援や研修などをはじめとしたサービスにより【中小企業の働きやすい環境づくり】のお手伝いをさせていただいております。

そして、現在ではありがたいことに、15,000社様以上もの企業様をご支援させていただいております。

セミナーやメールマガジン、HPなどで働きやすい環境整備に役立つ情報の発信を行い、実際の製品の選定や導入の支援では多数あるお取扱いシステムの中から企業様のご要望に沿ったシステムの提案、導入時の支援まで一貫して行いつづけてまいります。



【本資料に関するお問い合わせ】

株式会社IT World 販売促進PR 03-5786-3365
pr-team@it-world.co.jp

